

平成31年度 平川市 保育所等入所のしおり

～保育所、認定こども園の保育所機能、地域型保育を利用したい方～



◎申込みの前に必ずお読みください。

はじめに

平成27年4月から、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。市が中心となって、子育てを社会全体で支える仕組みを目指します。

1. 概要

【保育所等の目的】

○保育所等…保育所、認定こども園の保育所機能、地域型保育

保育所等とは、就労等のため家庭で子どもを保育できない保護者に代わって、子どもを保育する施設です。そのため、**保育を家庭で受けることが困難な子ども**以外は保育を利用することができません。3歳の誕生日を迎えた子どもであれば誰でも入所できる幼稚園等とは異なります。

保育所等に入所できる子ども ⇒ 0歳～5歳の、保育が必要な子ども
幼稚園等に入園できる子ども ⇒ 満3歳以上の子ども

【保育を必要とする要件】

保育所等へ入所できる子どもは、両親のどちらも（両親と別居している場合には子どもを養育している者）が、次のいずれかの事情にあてはまる場合です。

- ① 1ヶ月に48時間以上労働することを常態としていること。
- ② 妊娠中、または出産後間がないこと。
- ③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、または精神若しくは身体に障がいを持っていること。
- ④ 同居または長期入院等している親族の介護・看護していること。
- ⑤ 震災、風水害、火災、その他の災害の復旧にあたっていること。
- ⑥ 継続的に求職活動をしていること（起業準備を含む）。
- ⑦ 就学していること（職業訓練校等における職業訓練を含む）。
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあると認められること。
- ⑨ その他上記に類する状態として市長が認める場合

※すでに保育を必要としている子どもの弟・妹について育児休業を取得したときは、保育の継続利用が必要であると認められる場合、利用中の子どもは継続して保育を利用することができます。

【保育の必要性の認定（支給認定）】

「支給認定」とは、子どもの年齢や保護者の就労などに応じて市が客観的に審査し、3つの認定区分のいずれかに認定するものです。一部の幼稚園の利用を除き、教育・保育施設を利用する場合は、必ず支給認定を受けていただくことになります。

※原則として、申請してから30日以内に支給認定証または支給認定通知書が交付されますが、4月入所の方の認定証等の交付時期は3月中旬を予定しています。

支給認定の区分

認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設
1号認定	満3歳以上の就学前の子ども (2号認定を除く)	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上で保育を必要とする子ども	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満で保育を必要とする子ども	保育所、認定こども園、小規模保育施設など

【保育を利用する時間】

保育を必要とする事由や保護者の状況により、保育所等の利用時間（保育の必要量）を市が決定します。
 「保育標準時間」認定の場合は最長11時間、「保育短時間」認定の場合は最長8時間の利用となります。
 保育所等の利用時間（保育の必要量）は、保護者の方からの提出書類（就労証明書等）に基づいて判断します。詳しくは下の表をご覧ください。

保護者の状況		時間
就労	月120時間以上	標準時間
	月48～120時間未満	短時間
妊娠・出産		標準時間
疾病・障がい		標準時間
看護・介護	月120時間以上	標準時間
	月48～120時間未満	短時間
災害復旧		標準時間
求職活動		短時間
就学	月120時間以上	標準時間
	月48～120時間未満	短時間
虐待・DV		標準時間
その他		市の判断



- ・父母ともに標準時間に該当
- ・ひとり親で、標準時間に該当
⇒**保育標準時間認定**
最長11時間の利用
(午前7時から午後6時まで)
- ・父母どちらかが短時間に該当
- ・父母ともに短時間に該当
- ・ひとり親で、短時間に該当
⇒**保育短時間認定**
最長8時間の利用
(施設によって異なります)

※上記を超えて利用する場合、延長保育となります。
 ※開所時間や利用時間帯は、各施設で設定しています。

【支給認定の期間について】

保育を必要とする理由によって、支給認定期間が異なります（状況によっては変更する場合があります）。

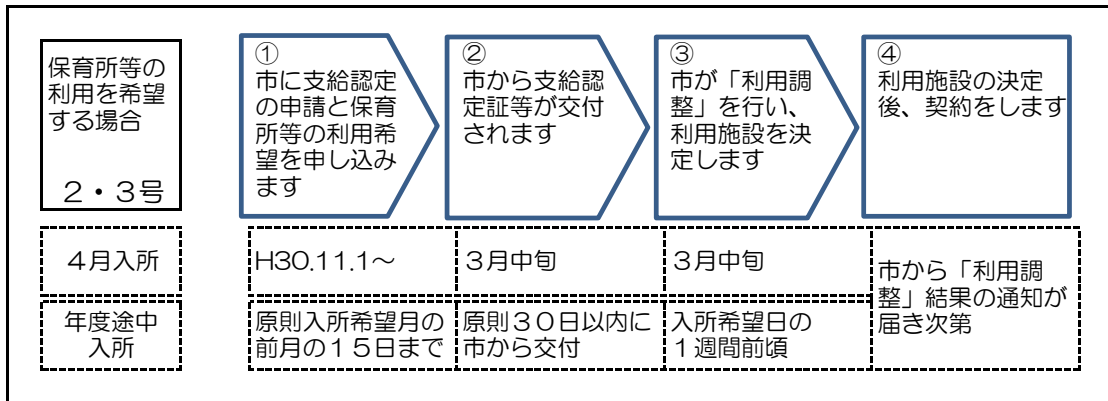
		就労	妊娠 出産	疾病 障がい	看護 介護	災害 復旧	求職	就学	虐待 DV	その他
認定 期間	1号	就学前								
	2号	就学前	産前 産後 8週	就学前	就学前	就学前	90日	卒業・ 修了 予定日	就学前	市の 判断
	3号	満3歳に なる日 の前日		満3歳に なる日 の前日	満3歳に なる日 の前日	満3歳に なる日 の前日			満3歳に なる日 の前日	

2. 手続きについて

【入所申込みの手続きについて】

入所申込みの手続きの流れについては、次のとおりです。

- ①支給認定申請と施設入所申込
 - ・・・市へ**支給認定申請書兼入所申込書**と**添付書類**を提出します。
[提出先] 子育て健康課または各総合支所窓口
- ②支給認定の認定
 - ・・・①の申請から30日以内に、支給認定証または支給認定通知書が交付されます。
※4月入所の場合は、業務集中のため3月中旬を予定しています。
- ③利用施設の決定(入所決定)
 - ・・・市から利用調整結果が通知されます。
※「利用調整」：申請者の状況や希望、保育所等の状況により、市が保育所等への振り分けを行います。
- ④利用施設と契約
 - ・・・保護者と施設で契約を行います。
※利用施設が保育所の場合は、市と保護者の契約です。



【利用施設の決定】

利用施設については、保護者の状況や希望、保育所等の状況により、市が保育所等への振り分けを行い決定します(利用調整)。保育所等の定員に余裕がない場合や、家庭での保育に欠ける状態の程度によっては、希望どおりの施設とはならない場合があります。

※4月入所の方の利用施設決定については、3月中旬頃に書面で通知する予定です。

【支給認定申請書(兼入所申込書)に添付する書類について】

①保育の必要性を証明する書類(児童の父母両方必要です)

保育を必要とする理由に応じて、提出していただく書類が異なります。詳しくは下の表をご覧ください。

保育を必要とする理由		提出書類
就 労	家庭外労働	就労(内定)証明書(市様式)
	自営業(農業を含む)	
	育児休業中	復職(予定)年月日欄に記載のある就労(内定)証明書(市様式)
妊娠・出産	保育を必要としている事由申立書(市様式)	母子手帳の写し
疾病・障がい		診断書又は障害者手帳の写し
介護・看護		診断書、障害者手帳又は介護保険被保険者証の写し
災害復旧		被災証明書
求職活動		ハローワークカードの写し
就学		学生証の写し又は在学を証明できる書類
虐待・DV		※市にご相談ください

②保育料を決定するための書類

下記のいずれかに該当する場合、提出が必要です。

要件	提出対象者	提出が必要な書類
1月2日以降に平川市に転入している	父母（家計の中心が祖父母の場合は祖父母も必要）	所得課税証明書 （支給認定申請書にマイナンバーを記入することで、所得課税証明書の提出が省略可能です。）
同一世帯に障がいのある方がいる	障がいのある方	身体障害者手帳、療育手帳など
離婚協議中（離婚調停、裁判等）につき父母が別居している	児童と同居する父または母	調停期日呼出状の写し、家庭裁判所における事件係属証明書など、離婚協議中であることが分かる書類
生活保護を受給している	申請する子どもの属する世帯	保護決定通知のコピー等

【保育料について】

保育料は、入所する子どもと同一世帯に属し、同一生計である父母の市民税額の合計で決定されます。

ただし、家計の中心者が父母以外（祖父母）の場合は、その方の課税額も合算します。

※保育料決定のために必要な事項について、市の担当者が世帯や税の情報を確認します。

4月以降の保育料は、**4月中旬**に、9月以降の保育料は**8月下旬**にお知らせする予定です。

①平成31年4月～8月の保育料・・・30年度市民税額から算定（29年1月～12月の所得が反映）

②平成31年9月～32年3月の保育料・・・31年度市民税額から算定（30年1月～12月の所得が反映）

※法改正等により、変更になる場合があります。

平川市では、申請により第2子以降の子どもの保育料を無料としています。

※要件を満たしていない場合、該当とならない場合もあります（保育料を滞納している等）。

【その他申請・届出が必要なものについて】

以下に該当するときは、認定申請中・認定後に関わらず、別途申請・届出が必要となります。

（必要な書類等はお問い合わせください。）

- ①保護者の保育を必要とする状況が変わったとき（就労時間や勤務先の変更、就職先の決定）
※保護者の状況によっては、支給認定区分が変更・取消となることがあります。
- ②住所、氏名、連絡先等が変わったとき
- ③確定申告や修正等で市民税額に変更があったとき
- ④支給認定証を破損・紛失したとき（再発行）
- ⑤市外へ転出するとき
- ⑥利用施設を変更したいとき

《平成31年4月1日入所（新規）の申込みについて》

●受付期間

平成30年11月1日（木）～平成31年1月31日（木） ※土・日・祝日、年末年始を除く

●受付時間

8：30～17：00

●受付場所

子育て健康課（健康センター内）、尾上総合支所市民生活課市民係、碓ヶ関総合支所市民生活課市民係

●利用施設の決定時期

平成31年3月中旬（予定）

※利用施設の決定は、保育の必要量と優先度を基に、市が客観的に行います。

受付期間中に希望施設が定員に達する場合がありますので、早めに申込みください。

【問い合わせ先】

平川市役所子育て健康課子ども支援係 0172-44-1111（内線1151・1152）

●保育を利用できる施設一覧

平成30年11月1日現在

No.	公・私	施設類型	施設名	所在地	電話番号
1	私	保育所	松崎保育園	苗生松下東田161-2	44-3168
2	私	保育所	町居保育園	町居西田199-4	44-3174
3	私	保育所	平賀あすなる保育園	広船福田137-17 ⇒柏木町柳田246-1 (平成31年4月移転予定)	44-8181
4	私	認定こども園 幼保連携型	平賀保育園	本町平野45-1	44-3078
5	私	認定こども園 幼保連携型	高城こども園	高畑熊沢164-3	44-3121
6	私	認定こども園 幼保連携型	こども園あらかや	新屋平野13-1	44-3170
7	私	認定こども園 幼保連携型	からたけこども園	新館東山102-2	44-8222
8	私	認定こども園 幼保連携型	尾上保育園	原上原24-6	57-3330
9	私	認定こども園 幼保連携型	はすね子ども園	猿賀明堂139-1	57-3430
10	私	認定こども園 幼保連携型	日の出こども園	南田中北原58-86	57-3431
11	私	認定こども園 幼保連携型	平川中央こども園	柏木町東田65-2	44-2624
12	私	認定こども園 幼保連携型	大坊こども園	大坊前田137-2	44-3120
13	私	認定こども園 幼保連携型	碓ヶ関中央こども園	碓ヶ関鯨森92-1	45-2001

※施設類型等変更になる場合があります。

※施設の見学や、行っているサービスについては、各施設へ直接お問い合わせください。